

廃炉発官 R 3 第 6 号
令和 3 年 4 月 1 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

附則

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附則

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更

第3編 (保安に係る補足説明)

2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更
- ・記載の適正化

2.2 線量評価

2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更

2.2.4 線量評価のまとめ

- ・瓦礫等一時保管エリアの解除及び変更に伴う変更

以 上